

次期計画策定の方針について

(第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画)

1. 計画策定の趣旨

印西市では、令和3年3月に「印西市障がい者プラン（第4次印西市障害者基本計画・第6期印西市障害福祉計画・第2期印西市障害児福祉計画）」を策定し、将来像に「地域社会で支えあい誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」を掲げ、様々な障がい福祉に関する施策・取組を進めてまいりました。

この「印西市障害者プラン」は令和5年度に計画期間が終了となることから、次期「印西市障がい者プラン」を策定することとします。

2. 計画期間

次期「印西市障がい者プラン」は「第5次印西市障害者基本計画・第7期印西市障害福祉計画・第3期印西市障害児福祉計画」を一体として策定するものであり、計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

3. 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 根拠法

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

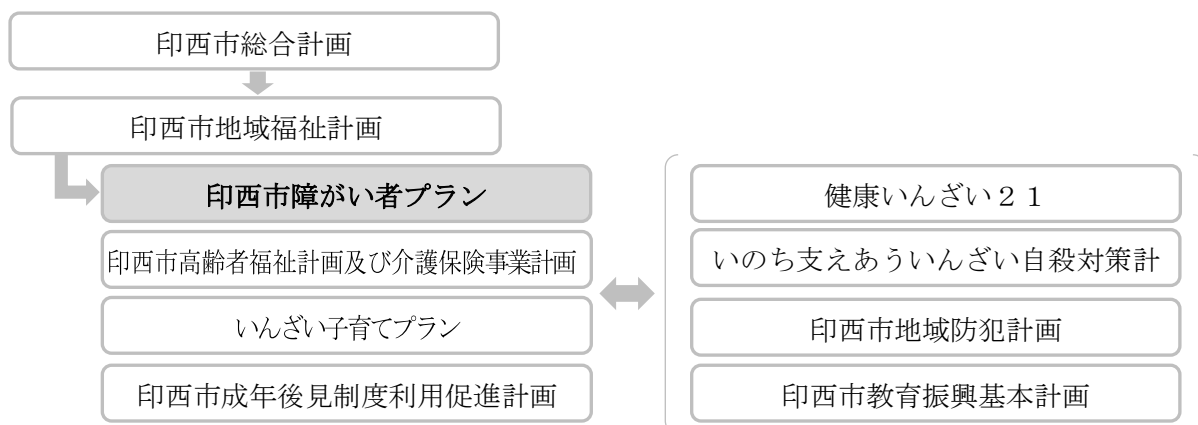
| | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|------|------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 根拠法 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 計画期間 | 中長期 | 3年間 | 3年間 |
| 計画内容 | 障害者のための施策に関する基本的事項を定める | 障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める | 障害児通所支援・相談支援の必要量や提供体制の確保等について定める |

(2) 印西市における本計画の位置づけ

計画の策定に当たっては、「印西市総合計画」及び「印西市地域福祉計画」を上位計画と位置づけ、整合を図るものとします。

また、関連計画となる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「いんざい子育てプ

ラン」との整合も図りつつ、「健康いんざい 21」「いのち支えあういんざい自殺対策計画」「印西市地域防災計画」「印西市教育振興基本計画」等の諸計画とも連携します。



4. アンケート調査の実施

(1) 住民アンケート

障がい者福祉等の実態を踏まえ、障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本市における課題の整理を行い、今後目指すべき方向性を検討するため、アンケート調査を実施しました。調査の実施に関する事項等は、以下のとおりです。

【調査方法】

◇郵送による配布・回収

※一般アンケートのみ回収にWEBを併用

【調査対象】

| 種類 | 対象者 |
|-----------|--------------|
| 障がい者アンケート | 18歳以上の手帳所持者 |
| 障がい児アンケート | 18歳未満の手帳所持者 |
| 一般アンケート | 18歳以上の非手帳所持者 |

【調査期間】

◇令和5年2月1日（水）～2月21日（火）

【配布・回収状況】

| 種類 | 配布数 | 回収数 | 回収率 | 【参考】 令和2年調査 回収率 |
|-----------|-------|-------|-------|-----------------------|
| 障がい者アンケート | 3,169 | 1,546 | 48.8% | 45.6% |
| 障がい児アンケート | 293 | 154 | 52.6% | 40.2% |
| 一般アンケート | 2,138 | 938 | 43.9% | 37.1% |

(2) 事業所アンケート

障がい者（児）に関わる事業所等に対し、現在抱えている問題点や今後の障がい福祉施策に対する要望等について把握をするため、アンケート調査を行いました。調査の実施に関する事項等は、以下のとおりです。

【調査期間】

◇令和5年2月8日（水）～3月6日（月）

【実施方法】

◇WEB 調査により実施

【調査の対象】

| 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-----|-----|-------|
| 45 | 26 | 57.8% |

5. パブリックコメントの実施

令和5年度中に検討された「印西市障がい者プラン」の素案に対するパブリックコメントを実施します（令和6年1月頃実施予定）。

6. 次期「印西市障がい者プラン」の方向性

(1) 基本指針

「基本指針」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定める際の基本的な方針となるものです。

国は、市町村及び都道府県が「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を作成するに当たり、「基本指針」の改正を行いました。

次期「印西市障がい者プラン」の策定に当たっては、「基本指針」の改正を踏まえる必要があります。主な改正の内容については、次のとおりです。

| 改正内容 | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | ⑧地域共生社会の実現に向けた取組 |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ⑨障害福祉サービスの質の確保 |
| ③福祉施設から一般就労への移行等 | ⑩障害福祉人材の確保・定着 |
| ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 | ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 |
| ⑤発達障害者等支援の一層の充実 | ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 |
| ⑥地域における相談支援体制の充実・強化 | ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 |
| ⑦障害者等に対する虐待の防止 | ⑭その他：地方分権提案に対する対応 |

(2) 現行計画の見直し

次期「印西市障がい者プラン」の策定に向け、現行計画の見直しを行います。見直しのポイントについては、次のとおりです。

基本理念・将来像：国・千葉県の動向や印西市の住民意向を踏まえ、必要に応じて見直しを実施

施策体系：社会環境の変化（感染症対策・ICTの活用等）を踏まえ、見直しを実施

重点課題：印西市の住民意向などから課題を抽出し、重点課題を設定

成果目標・見込み量：基本指針で示された目標や、今後の印西市の人口動向を踏まえ設定